



**早川中学校**

# 「いじめ防止基本方針」

- 1 いじめ問題に対する基本的な考え方
- 2 いじめ防止等の対策のための組織
- 3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組
- 4 重大事態への対処
- 5 その他の留意事項

早川町立早川中学校  
令和5年4月改訂

# 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

## (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されない行為である。

しかし、いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、地域や家庭、関係機関との連携を積極的に図りながら、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていかななければならない。もとより、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいくことは、学校教育方針の重点でもある。

## (2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

○具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### (3) いじめに関する基本的認識

いじめ問題には、次のような特質があることを十分に認識して、取り組む必要がある。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。
- ③ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、同一人物が被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- ④ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
- ⑥ いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑦ いじめは、所属集団上の問題「観衆」「傍観者」等の存在にも注意が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の不適切な言動によって生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する必要がある。
- ⑨ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、社会など、全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称

早川中学校いじめ防止対策委員会

### (2) 組織の構成

校長、教頭、生徒指導主事、学年職員、養護教諭、スクールカウンセラー

※事案により柔軟に構成する。

※必要に応じて、S S W等の専門家に参加依頼を行う。

### (3) 組織の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

※ 定例のいじめ防止対策委員会は、月に1回程度開催する。

※ いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議等において報告し、周知徹底する。

### 3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

#### (1) いじめの防止

##### いじめ防止の基本的な方針

- 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- 生徒の豊かな情操と道徳心、ストレスをコントロールする能力、コミュニケーション能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた読書教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 全ての教職員が共通理解のもとに、同一歩調で教育活動を進めていく。
- 保護者、地域、関係者との連携を図り、生徒を見守り、支援する体制づくりを行う。

##### いじめの防止の取組

- 生徒に基礎・基本の定着を図るとともに達成感や充実感を味わわせるわかる授業や、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。
- 道徳の時間や学級指導の充実を図り、思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、他者の役に立っている、他者から認められているといった自己有用感が高められるよう努める。
- 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てていく。
- 特に配慮が必要な生徒については、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

##### 指導力の向上

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方には細心の注意を払う。
- 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、あってはならないことである。

### 相談体制の充実

- 教職員は、問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚へ相談したり、協力を求めたりする意識を持つ。
- 生徒や保護者が、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- 教職員は、生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

### 保護者・地域との連携

- 生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることをたよりのや道徳・特別活動等の授業公開、PTA総会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### 生徒自らの学びや取組

- いじめの防止等に資する活動であって、生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くための特別活動や生徒会活動の充実を図る。
- 生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。
- ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

### インターネット上のいじめに対して

- インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを知らせる。
- インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。

## (2) いじめの早期発見

### 早期発見の基本的な方針

- 日頃の生徒の観察に加え、定期的な調査及び教育相談等を行い、生徒が伝えやすい状況を整え、早期発見に努める。
- いじめの疑いがある場合も含め発見した場合には、素早く「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な調査・対応につなげる。

### 早期発見の取組

- 日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努める。
- いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識するとともに、生徒たちの些細な言動から小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取る感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させる。
- 日頃から、生徒が示す変化を見逃さず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していく姿勢を持つ。

- 定期的なアンケート調査の実施，また，町教委で取り組んでいるQU検査も活用しながら，いじめの実態把握に取り組む。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり，面談の機会を活用したりすることで早期発見に努める。
- 生徒及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備し，実態把握に取り組んでいく。
- 生徒や保護者の悩みを受け止められるよう，保健室やスクールカウンセラーの利用，電話相談窓口について周知する。
- 生徒に関わることを教職員間で共有し，保護者とも連携して情報を収集するように努めていく。

#### 早期発見のための手立て

- 日々の観察
- 教育相談（担任・副担任）
- 個人面談（スクールカウンセラー）
- 保健室での様子
- アンケート調査（生活アンケート）※いじめを含めて，悩み事などの調査を定期的の実施
- QU検査
- 相談・連絡（本人，保護者，友人，地域の方等）
- 電話等による相談窓口の周知

### （3）いじめに対する措置

#### 措置の基本的な考え方

- いじめを発見した際には，素早い報告とともに，即座にその行為を停止させる。
- 「いじめ防止対策委員会」は，組織として事実の確認，情報収集等を迅速・適切に行う。
- 保護者への情報提供・助言等を行い，連携を密に行う。
- 教育委員会及び関係機関と連携を図り，適切な解決や再発防止に努める。

#### いじめの発見・相談・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。
- また，生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。
- 些細な兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの確に丁寧に関わりを持つことが大切である。その際，いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，いじめ防止対策委員会に直ちに報告し，学校の組織的な対応につなげる。また，教職員はこの基本方針に沿って，いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- いじめ防止対策委員会は，速やかに緊急会議を開いて情報の迅速な共有を行い，対応方針を確認し，関係生徒から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行う。その後，事実確認のもとに，指導や支援の体制・対応方針を決め，保護者と連携する手立てを講じる。
- 生徒から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に，学校が速やかに具体的な行動をとらなければ，生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い，今後，いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため，相談があっ

た時には、教職員は、他の業務に優先して、いじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる必要がある。

#### いじめられた生徒又はその保護者への支援

- いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意し、以後の対応を行っていく。
- 迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密にすべきことは守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制づくりなどを通して、いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境をつくる。状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

#### いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

#### いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- いじめを誰かに知らせることは、正義に基づいた勇氣ある行動であることを指導する。
- 観衆としていた生徒、傍観者としていた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 日常の生徒観察や相談などで生徒とかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校・学級づくりへの取り組みを強化する。

### インターネット上のいじめへの対応

- インターネットの管理権者である保護者と連携し、インターネット上のトラブルの報告を受けた場合は、その対応にあたる。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## 4 重大事態への対処

いじめの重大事態については「早川町いじめ防止基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

### （1）重大事態の発生と調査（早川町教育委員会又は学校による調査）

#### ① 調査を要する重大事態の例

（ア）いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

（イ）いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。

（ウ）生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき



- 生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、早川町教育委員会を通じて町長へ、事態発生について報告する。

## ③ 調査の趣旨及び調査主体

町教育委員会の判断と指導の下、調査の主体を町教育委員会または学校とする。

## ④ 調査を行う組織

学校が調査主体となる場合には、学校の「いじめ防止対策委員会」を基本とし、専門家等を加えて組織し、調査を行う。

## ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃か）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

## （2）調査結果の提供及び報告

### ① 調査結果を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### ② 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会から町長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて町長に報告する。

## 5 その他の留意事項

### （1）組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。また、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

### （2）校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、特に年度当初、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置付けた研修の場を設定する。

### （3）教育相談体制の充実と校務の効率化

生徒が教員を身近に感じ、日頃から相談できる関係づくりを心がけるとともに、「きずなの日」を活用した教育相談の時間を確保するなど教育相談体制の充実を図る。また、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図り、生徒と向き合う時間等を確保していく。

#### (4) 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うこととする。いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、教育相談体制、いじめ防止のための取組、いじめの実態把握の取組、どんな些細なことでも組織的に真摯に対応するなどの取り組み姿勢について、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

#### (5) 地域や家庭との連携

本校の特性である、地域と学校との近い関係に基づいて、地域や家庭との関わりを大切にしながらいじめ問題に対処していく。いじめ問題は未然防止と早期発見が非常に重要であり、学校と家庭との連携がそのカギを握っている。生徒の些細な変化を見逃さず、また、気になることは何でも家庭と学校で連絡し合い、共有し合えることが、早期解決の大切な糸口となる。

その生徒に関わる周りの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を築き上げていくことは、私たち大人の責務である。

#### (6) 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対策チーム ・指針方針 ・指導計画等	PTA総会等による 保護者向け啓発	事案発生時、緊急対応会議の開催			いじめ対策チーム ・情報共有 ・2学期以降の計画
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり  いじめ 実態把握  全学年、年間を通した道徳教育の実践			職員人権研修  いじめ アンケート		学級・学年づくり 人間関係づくり
早期発見	Q-U検査		教育相談期間  全学年、年間を通して日々の様子や生活ノート、面談等を通して生徒観察を実践する。			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	学級・学年づくり 人間関係づくり		事案発生時、緊急対応会議の開催			いじめ対策チーム ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討
防止対策					新入生実態把握	
早期発見			いじめ アンケート  Q-U検査			教育相談期間